

第8期計画期間の介護保険料

■第1号被保険者の保険料の推計

総給付費（3年間累計）	61 億 9 千万円
× 第1号被保険者の負担割合 23%	
第1号被保険者負担分相当額（3年間累計）	14 億 2 千万円
+ 調整交付金相当額 - 調整交付金見込額 = 2 億 2 千万円	
- 介護保険準備基金取崩額 7 千万円	
第1号被保険者保険料必要額	15 億 7 千万円
÷ 予定保険料収納率 98.5%	
÷ 所得段階補正後第1号被保険者数 26,904 人	
第1号被保険者保険料額（基準額）	年額 59,400 円（月額 4,950 円）

■所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	介護保険料	
			月額	年額
第1段階	・生活保護被保護者等 ・高齢福祉年金受給者 ・世帯全員が町民税非課税の方 （前年の合計所得金額－年金に係る雑所得＋課税年金収入額が80万円以下）	×0.3 （軽減前 0.5）	1,483円	17,800円
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方 （前年の合計所得金額－年金に係る雑所得＋課税年金収入額が80万円超120万円以下）	×0.5 （軽減前 0.75）	2,475円	29,700円
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方 （第2段階に該当しない方）	×0.7 （軽減前 0.75）	3,458円	41,500円
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 （前年の合計所得金額－年金に係る雑所得＋課税年金収入額が80万円以下の方）	×0.9	4,450円	53,400円
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 （第4段階に該当しない方）	基準額 （×1.0）	4,950円	59,400円
第6段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が120万円未満の方）	×1.2	5,933円	71,200円
第7段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方）	×1.3	6,433円	77,200円
第8段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方）	×1.5	7,425円	89,100円
第9段階	本人が町民税課税の方 （前年の合計所得金額が320万円以上の方）	×1.7	8,408円	100,900円

上里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画【概要版】

令和3年3月

上里町高齢者いきいき課

住所：埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518 TEL：0495-35-1221（代表）

概要版

上里町

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

【令和3年度～令和5年度】



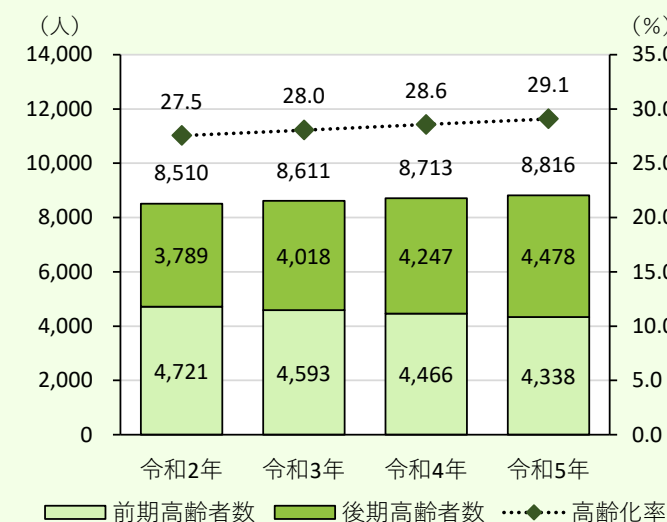
本計画では、団塊の世代がすべて75歳以上（後期高齢者）となる令和7（2025）年や、団塊ジュニア世代が65歳以上（前期高齢者）となる令和22（2040）年を見据えた中長期展望に立ち、自然災害や感染症の発生などの非常時においても、高齢者が住み慣れた地域で自立し、尊厳のある生活を可能な限り継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指すとともに、高齢者が持つ知識と経験を活かし、社会参加を通じて、生きる喜びや豊かさを実感できるまちを実現することを目指します。

高齢者等の状況

■高齢者人口と高齢化率

本町の高齢者人口は、令和2年10月1日現在 8,510 人と、高齢化率は 27.5% となっています。計画期間における高齢者人口は、令和3年には 8,611 人（同 28.0%）、令和5年には 8,816 人（同 29.1%）と、今後も増加することが予想されます。

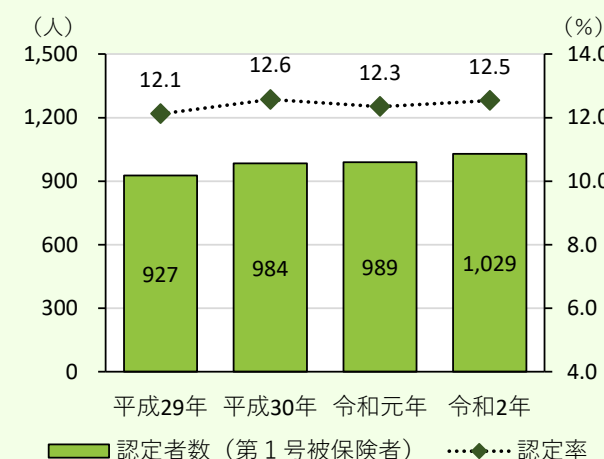
なお、高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者数（65～74 歳）は減少、後期高齢者数（75 歳以上）は増加していくことが予想されます。



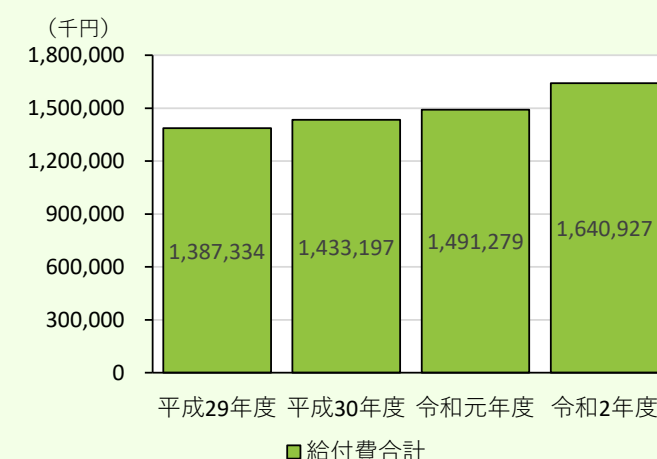
■介護保険事業の状況

本町の要支援・要介護認定者数は令和2年9月末日現在 1,065 人、うち第1号被保険者は 1,029 人で、認定率（第1号被保険者に占める認定者の割合）は 12.5% となっています。また、介護保険給付費年額の合計は、令和2年度は 16 億 4,092 万 7 千円（見込み）となっています。

・要介護認定者の状況



・給付費の状況



基本理念

生涯を通じて自立して健康に暮らしていくために介護予防に取り組むことができるまちづくり
お互いが支え合い、生きがいを感じながら、すべての高齢者とその家族が地域の中で安心して暮らせるまちづくり

第8期計画における重点方針

町は基本指針、関係法令の改正及び地域の実情を踏まえ、4つの基本方針を掲げるとともに、災害対策及び新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、第8期計画の推進を図ります。

1 令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

- ・団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備を推進します。

2 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現

- ・高齢者人口の増加が進む中、地域住民の多様化するニーズに対応するためには、介護人材の確保に加え、地域社会全体で支えていく仕組みづくりが重要となり、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みである地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、地域共生社会の実現を目指します。

地域共生社会とは

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいいます。



3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- ・心身共に自立し、健康的に生活できるよう、健康寿命の延伸のため、介護予防や健康づくりの取り組みを推進し、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を図ります。

4 認知症施策の推進

- ・認知症の方の増加が見込まれる中、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするための認知症予防の推進を図ります。

プラス 4つの重点方針と併せて、第8期計画の推進を図るうえで重要なポイント



災害及び感染症への対応

台風や地震などの自然災害の発生や感染症の拡大は、高齢者をはじめ、すべての地域住民に甚大な被害を及ぼす可能性があります。町ではこのような非常時においても、地域住民の安全を確保し、不安を抱える高齢者を取り残すことなく支援できるよう、関係部局と連携し、災害・感染症発生時の対応を行うとともに、地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画等の関連計画における取り組みとも連携・協働しながら、災害・感染症に対応した強いまちづくりを進め、各施策の推進を図ります。

計画の基本目標

基本施策

基本目標の達成に向け、5つの基本施策について取り組みます

基本目標1 ■ 介護予防と生活支援対策の推進

健康づくりや介護予防に取り組める施策の充実及び自立支援、重度化防止につながる支援方法の検討、サービス内容の充実を図ります。

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ・健康づくり・介護予防の普及啓発
- ・住民主体の介護予防活動の育成・支援
- ・介護予防・重度化防止の取組機能の強化

基本目標2 ■■ 社会参加と生きがいづくりの推進

高齢者の有する経験や知識を活用できるような場所や機会の提供、就労機会の創設、ボランティア活動の推進等の社会参加の促進や生涯学習の推進を図ります。

生きがいづくり活動の推進

- ・高齢者の社会参加と生きがい対策
- ・地域福祉活動と福祉ボランティア
- ・高齢者にやさしいまちづくり

基本目標3 ■■■ 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護予防・日常生活支援総合事業の推進や包括的支援事業の充実等、地域支援事業を着実に遂行していくことにより地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。

地域支援事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・包括的支援事業
- ・任意事業



基本目標4 ■■■■ 高齢者とその家族を支える介護体制づくり

介護を必要とする方への支援、介護をしている方への支援の両方の視点を踏まえ、在宅での生活支援、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、介護者の負担軽減や安心して暮らせる高齢者の住まいの確保等、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられる介護体制づくりを目指します。

福祉事業の展開

- ・高齢者等の生活支援
- ・その他の福祉サービス

介護保険サービスの現状と今後の見込み

- ・要介護等認定者の推移と推計
- ・介護保険サービスの現状及び今後の見込み
- ・介護保険サービスの事業費と保険料
- ・サービス利用を容易にする方策
- ・介護人材の確保及び質の向上・業務の効率化
- ・介護給付等の費用適正化事業の推進

